「日米防衛協力の指針」（ガイドライン）について

１　ガイドラインとは何か？

　日米間の軍レベルでの共同作戦計画のグランドデザイン

　ガイドライン策定に伴い日米共同作戦計画作りと国内体制（防衛法制を含む）整備がすすめられる

　78年旧ガイドライン（78年11月27日）

　　この策定後自衛隊と米軍との共同演習が始まる（海上自衛隊はこれ以前から米海軍との共同演習を実施していた）

　　共同演習の目的

　　　作戦計画作りと情勢に合わせたアップデートのため

　　　仮想敵国への軍事能力のアッピール（抑止力の誇示）

　　共同作戦計画策定（ガイドラインを実施するための軍レベルでの共同作業）

　　　78年12月からソ連軍が北海道を侵攻するというシナリオでの共同作戦研究開始、84年に完成（OPLAN5051）

　　　83年3月シーレーン防衛研究開始、86年12月完成（OPLAN5053）

　　有事立法制定作業開始（ガイドライン策定を予定した国内法制の準備）

　　　1978年7月福田首相が有事立法研究指示

　新ガイドライン（97年9月23日）

　新ガイドライン策定を想定した国内体制作り

　　1996年５月橋本総理が「我が国に対する重大な危機が発生した場合やそのおそれがある場合において、我が国として取るべき必要な対応策を具体的に検討」指示

　　　＊背景には94年の朝鮮半島核危機、96年初頭の台湾海峡危機がある（周辺事態だ）。94年朝鮮半島核危機の際には、北朝鮮との戦争を決意した米国が日本に対して1059項目の支援要請を行い、その後のガイドライン策定や周辺事態法制定へと結びついた。

　　官邸内にWG1～WG4を設置し、1996年6月から具体的な作業開始

　　　WG1　在外法人等の保護

　　　WG2　大量避難民対策

　　　WG3　沿岸･重要施設の警備等

　　　WG4　対米協力措置等

　　1997年9月に各WGが中間整理（新ガイドラインの内容へ反映させるため）

　　1997年6月7日ガイドライン第二次中間報告「周辺事態における協力検討項目の例」へ各WGの検討結果が取り込まれ、新ガイドライン別表、99年周辺事態法別表となる。

　　　＊各WGが作業の前提としたのが朝鮮半島第一次核危機（94年）の際の米国から示された1059項目の支援事項だ。

　2013年10月3日2+2共同発表文で新ガイドラインの見直しを合意されて

以降、官邸内では新ガイドライン策定のための作業と同様のことが進んで

いるはず。閣議決定はその道しるべ、15事例は作業のための頭の体操か？

２　ガイドライン見直しへの途

97年9月新ガイドライン策定への途

　95年12月　　　　07防衛大綱

　96年4月　　　　　日米物品役務融通協定（ACSA）締結

　96年4月17日　　東京宣言　　ガイドライン見直し合意

　96年5月　　　　　周辺事態において我が国がとるべき対応策の研究につき

橋本総理大臣指示

　　　　　　　　　　官邸内に①WG１在外邦人等の保護②WG２大量避難民

対策③WG3沿岸・重要施設警備等④WG４対米協力措置

等（米軍による施設の使用、物品・役務の提供、捜索・

救難、機雷除去、警戒監視等）を設置して検討を開始

　96年9月　　　　　第一次中間報告

　97年6月8日　　　第二次中間報告

　97年9月半ば　　　各WG中間的整理

　97年9月24日　　新ガイドライン

　98年4月28日　　周辺事態関連法案として、周辺事態法案、ACSA協定改正案、自衛隊法改正法案（邦人輸送のための護衛艦派遣等）国会提出

　99年5月24日　　周辺事態関連法成立

　00年11月　　　　周辺事態船舶検査法成立

　　＊周辺事態での在外邦人退避について、ガイドライン改訂のための国内作業の中で検討された。第二次中間報告で検討された非戦闘員退避活動での日米協力は、「検討項目の例」で明らかなように、米国人の退避に伴う対米協力であり、WG1の検討内容は、あくまでも日本政府による在外邦人避難である。この検討では米国の協力は前提にされていない。

新ガイドライン見直しへの途

　2005年10月29日「日米同盟：未来のための変革と再編」

　　「日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない（シームレスな）支援を提供するための適切な措置をとる」（周辺事態を想定）

　　「計画検討作業の進展」

　　　　2012年12月2+2共同発表文で「共同作戦計画・・相互協力計画についての検討が引き続き進展していることを歓迎」とされたCONPLAN５０５５を完成させる合意だ（周辺事態を想定）。

　2012年4月27日2+2共同発表文（米軍再編見直し合意）

　　　22大綱の「動的防衛力」構想を日米の軍事態勢とする「動的防衛協力」を合意。具体的には西太平洋での平時からの日米両軍による共同ISR活動（情報･偵察・警戒監視）、さらにこれを東シナ海、南シナ海へ拡大、グアム･テニアンへの自衛隊の常駐と日米の共同防衛対象化。

　　　　＊周辺事態での日米共同の軍事態勢を完成させる上で国内防衛法制が追いついていない。周辺事態法、有事法制ではまだ個別的自衛権と集団的自衛権との間の「隙間」がある。7・1閣議決定はこの「隙間」を埋めるものになる（切れ目のない安全保障法制の整備だ）。

　2013年10月3日2+2共同発表文

　　　　集団的自衛権行使のための法的基盤の再検討、日本版NSC設置、NSS策定、

新防衛計画大綱策定、防衛予算の増額、秘密保護法制定に取り組んでいることを歓迎するとしている。

　　　新ガイドライン見直しの指針を合意

　　　　25大綱と7･1閣議決定を具体化するもの（共同発表文3頁）

　2013年12月17日NSSと防衛計画大綱を閣議決定

　2014年7月1日　安保法制整備閣議決定

３　78年ガイドライン及び97年新ガイドラインの内容と残された問題

　　78年ガイドライン

　　　日本有事については具体的に合意したが、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える日米間の協力」については将来の「研究」にとどまる。

　　　82年1月ころから開始された「極東有事研究」、「朝鮮半島有事研究」はいずれも中断された。

　　97年新ガイドライン

　　　日本に対する武力攻撃（周辺事態からの波及的有事を含む）とその際の日米の共同対処のための組織（調整メカニズムと日米共同調整所設置）、周辺事態での共同作戦策定を合意し、それを促進するための国内体制（包括的メカニズム）構築を合意。

　　　　　＊包括的メカニズムとは

　　　個別的自衛権の限界を超えることが出来ないため、その後の新ガイドラインが十分に実施されず、米国は不満を抱く（アーミテージレポート「日米同盟の漂流」）。これは有事法制の制定と16大綱策定、それを踏まえた2003年以降の日米防衛政策見直し協議を待たなければならなかった。

４　日米防衛政策見直し協議及び米軍再編見直し合意の下での日米同盟（日米

共同軍事行動の現状）

　日米防衛政策見直し協議の到達点

　　2005年2月2+2共同発表文

　　　日米の地域（日本防衛と周辺事態）及び世界における共通の戦略目標を確認しこれを追求するための日米の密接な協力と政策調整を合意

　　2005年10月29日2+2共同発表文「日米同盟：未来のための変革と再編」

　　　日米の共通の戦略目標を追求するための日米の役割･任務・能力（RMC）を合意し、そのための日米の兵力態勢再編の骨格を合意。2006年5月1日2+2共同発表文（ロードマップ）で日米の兵力態勢再編を具体化。

　　（内容）

　　　日米同盟がグローバルな軍事同盟となったと評価されたが、日米の軍事態勢の一体化は、地域における共通の戦略目標をにらんだものが具体化されており、世界における共通の戦略目標の追求は、軍事同盟というよりも政治同盟的な側面が強い。

　　97年ガイドラインで不十分であった個別的自衛権と集団的自衛権の切れ目を埋める内容となっている。「事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための措置をとる」

　　その基礎として16大綱と有事法制を重視する。部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで日米の一体化の強化を図る。

　　具体的には

　　　緊密且つ継続的な政策及び運用面での調整

　　　　政府のあらゆるレベルで行う

　　　計画（共同作戦計画）検討作業の進展

　　　　有事法制を基礎に日本防衛と周辺事態での共同作戦研究を進展させ

　　　　る（周辺事態での共同作戦計画CONPLAN5055をOPLANとして完成させる意味）

　　　情報共有及び情報協力の向上

　　　　GSOMIA締結を想定（2007年8月10日締結）秘密保護法制定へ

　　　司令部の一体化、基地の共同使用、インターオペラビリティの向上

　米軍再編見直し合意の到達点

　　2012年2月8日共同報道発表

日米防衛政策見直し協議の合意見直しをすすめることを発表

　具体的には、普天間基地移設と海兵隊グアム移転及び嘉手納以南の5

施設返還をワンパッケージとしていたものを海兵隊グアム移転だけを

切り離す

　　　2012年4月27日2+2共同発表文、5月1日日米首脳会談共同声明

　　　　周辺事態から西太平洋へ拡大、有事だけではなく平時から共同の軍事行動

　　　　　平素からの共同の警戒監視･偵察活動（ISR活動）を動的防衛協力として実施（平素からの集団的自衛権行使の軍事態勢）、グアム･テニアンを自衛隊と米軍の共同演習施設として使用、訓練場整備に日本が協力（自衛隊部隊の常駐化とグアム･テニアンが日米の共同防衛区域）

　　　　　沖縄駐留海兵隊の実戦部隊をグアムへ移転、オーストラリア（ダーウィン）､ハワイへローテーション配備

５　ガイドライン見直しの方向性

　7・1閣議決定を踏まえ、97年ガイドライン以降に達成された日米防衛協力強

化（深化）を反映させるものになるであろう（2013年10月3日2+2共同発表文3頁参照）。

１　アジア太平洋地域（西太平洋、東シナ海、南シナ海）での日米の軍事的一体化（平時から情勢緊迫時、周辺事態、日本有事を切れ間なく日米で共同対処できる態勢）、包括的メカニズム、調整メカニズムの運用、組織の在り方を改革？

２　日米防衛政策見直し協議では未だ不十分であったグローバルな日米同盟の軍事的側面の強化（第3次アーミテージレポートはホルムズ海峡機雷掃海を挙げている）、7･1閣議決定「２国際社会の平和と安定への一層の協力」を踏まえたものになる

３　アジアの友好国（フィリピン、シンガポール、インド、オーストラリア）と日本との集団的自衛権に踏み込んだ安全保障協力

４　敵基地攻撃、拡大抑止機能強化など、相互の能力強化を踏まえた日米の軍事的役割分担の明確化

　＊日米安保50年の節目の2+2の共同発表文（2011.6．21）で「定期的な拡大抑止協議」が立ち上がったことを歓迎すると述べている。拡大抑止協議は2009年7月に日米安保高級事務レベル協議で立ち上げが合意され、2010年2月18日、2011年3月3日に開かれている。

５　宇宙・サイバー空間での日米の軍事的協力の強化

６　グレーゾーン事態への共同対処？

６　ガイドライン見直しの今後のプロセス

　10月8日中間報告

12月中の合意を先送りか？

　現在7･1閣議決定の内容をガイドラインへ反映させるための検討及びそれを裏付けるための防衛法制の改正作業が進んでいるはず。閣議決定は曖昧でごまかしが多いが、ガイドラインは日米の軍事協力関係を規定するものなので、閣議決定の曖昧でごまかしている点を明確にしなければならない？

７　ガイドライン見直しの近隣諸国への影響

　中国に対する過度の刺激を如何に避けるか

　敵基地攻撃能力は中国や韓国が強く警戒する問題

　　＊敵基地攻撃能力とは具体的には「情報収集衛星と通信衛星システムによるダウンリンクと巡航ミサイルや小型ロケット技術を組み合わせた飛翔体（即応性よりも秘匿性を重視した巡航型長射程ミサイル又は迅速性を重視した弾道型長射程固体ロケット）への指令により正確に弾着させる能力」（自民党国防部会防衛政策検討小委員会2009年6月9日「提言･新防衛計画の大綱について」より）。要は標的への精密誘導可能な巡航ミサイルと固体燃料中距離弾道ミサイルだ。

８　ガイドライン見直し問題と7･1閣議決定、防衛法制改正問題

　78年ガイドライン、97年ガイドラインは、日本側が十分に実行できなかった。その背景には改憲反対の強い世論があったと思われる。7･1閣議決定、防衛法制改正、ガイドライン見直しを三点セットで取り組むことが重要